

基本目標3 だれもが安心して暮らせる地域づくり

市民が考える課題等

地域懇談会より

地域による支援

- ・班長が広報紙などを配布しながら見守りをしている地域がある。手渡しは難しいかもしれないがやってみてはどうか。
- ・地域の井戸端会議を推進し、さりげない声かけにつなげる。
- ・話しかけ、声かけは一部の人がするのではなく、多くの人ができるようになればよい。

介護と健康

- ・介護予防の道しるべをもっと充実したものにすべきである。
- ・現在行っている地域包括支援センターの介護予防活動をさらに充実すべきである。
- ・早い段階で今後起こるリスク（介護やひきこもり）に対して手を打つべきである。
- ・認知症の方を介護している家族に対する相談活動をしたい。
- ・高齢者が住み慣れた地域、家で最後まで暮らしたい…という人としてあたり前の望みを叶えるお手伝いをこれからも続けたい。

ひとり暮らし高齢者

- ・回観板や地域のイベントなどを通じ、高齢者を一人にさせない。
- ・ひとり暮らし高齢者との話し合いをしたい。災害時の対応などもみんなで話し合いたい。

災害などの緊急時の対応

- ・高齢者の緊急連絡マップは、いざという時に役にたった。
- ・自治会の防犯防災組織をつくる。
- ・ひとり暮らし高齢者などのマップを作成する。

若者たちへの対応

- ・ニートと言われる若者たちも本当は働きたいと思っている人が大勢いる。その若者たちが社会に対して積極的に関わっていける機会を増やすべきである。

交通手段・移動支援

- ・ふれあいバスは、どこでも乗れるようにしたらよいと思う。
- ・ふれあいバスの乗車について、乗継ぎや乗換え方法を検討すべき。
- ・ひとり暮らし高齢者などの買い物支援として、地域内の商店が連携し、地域の民生委員やふれあい相談員を通じて出された要望を話し合いシステム化する。

通学路などの環境整備

- ・通学路の安全性を高めてほしい。

基本方針Ⅰ 支援が必要な方を支える福祉サービスを充実しよう

現 状

- 高齢者、障がいのある人、子育て家庭など、支援を必要とする人が住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、地域との連携による保健・医療・福祉の総合的なサービス提供体制の充実が求められています。
- 少子高齢化や核家族化の進行などの社会状況の変化に柔軟に対応するための福祉サービスの充実が求められています。
- 制度による福祉サービスの提供だけでは解決できない生活課題も潜在化しているため、地域の特別なニーズを把握し、個々の生活課題へ対応できる仕組みを構築することが必要です。

施策と活動の方向性

① 福祉サービスの推進

行政の取組み

【子育て支援の充実】

- 市の計画に基づき、地域子育て支援センターの機能強化、学童保育やファミリー・サポート・センターの充実、子育てサロンの支援強化など、地域における子育て支援の充実を図ります。
- 地域との協働により、子育て家庭の孤立化を防止します。
- 地域との連携による青少年健全育成活動の活性化を図ります。

主な具体的事業・取組み

- ◇ファミリー・サポート・センター事業の充実
- ◇地域子育て支援センター機能の強化
- ◇家庭児童相談室機能の強化

【高齢者福祉施策の充実】

- 市の計画に基づき、介護予防ボランティアの育成、サロン活動の充実など、地域における高齢者の生きがいづくりや介護予防事業を推進します。
- ひとり暮らし高齢者など、高齢化や核家族化に対応した、きめ細かな福祉サービスを展開するとともに、地域の包括的な支援サービス提供体制(地域包括ケアシステム※)の構築を推進します。

主な具体的事業・取組み

- ◇はつらつセンター事業の充実(再掲)
- ◇介護予防普及啓発事業
- ◇緊急通報装置貸与事業などの在宅福祉サービスの実施
- ◇介護保険サービスの実施

行政の取組み

【障がい者施策の充実】

○市の計画に基づき、障がい福祉サービスを充実とともに、地域生活支援事業※の充実を図ります。

主な具体的事業・取組み

- ◇相談支援事業の強化
- ◇発達障がい児に対する支援の充実
- ◇障がい福祉サービスの実施

【健康づくりの推進】

○市の計画に基づき、乳幼児から高齢者まで、地域で健康づくりを支援する保健事業を充実します。

主な具体的事業・取組み

- ◇健康増進計画の推進

【生活困窮者の自立支援】

○生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援策を強化するために、就労その他の自立に関する相談体制を推進します。

主な具体的事業・取組み

- ◇生活困窮者自立支援制度に基づく事業の実施

【福祉サービスの質の向上】

○福祉サービス従事者等の研修を促進し、専門的に携わる関係者の質の向上に取り組みます。

主な具体的事業・取組み

- ◇各種研修制度の情報提供の充実

【苦情解決体制の推進】

○福祉サービス事業者が、利用者からの苦情に対し適切に対応し、利用者の満足度を高めることができるよう、苦情内容などの情報を共有し、苦情解決からサービスの質の向上へとつなげられる体制を整備します。

主な具体的事業・取組み

- ◇福祉サービス苦情解決制度の推進

【市の実情に即した福祉サービスの開発】

○地域住民のニーズや地域の実態を把握し、市社会福祉協議会、サービス提供事業者、関係機関等などの連携により、必要なインフォーマルサービス※の開発に努めます。

【サービス提供事業者への支援】

○福祉サービス事業者等が実施する事業所内研修について助言するなどの適切な支援を行います。

市社会福祉協議会の活動

【 i 子育て支援事業の充実】

○地域における子育て支援を推進します。

具体的事業

- 子育てサロン事業の推進(再掲)
- 障がい児子育てサロンの実施(再掲)
- 児童発達支援事業
- 児童館の指定管理・運営(再掲)

【 ii 高齢者支援事業の充実】

○高齢者の在宅生活を支援するための事業を推進します。

具体的事業

- 車イス貸出事業
- その他福祉機器等貸出
- 緊急ホームヘルパー派遣事業
- 地域包括支援センター運営協力事業
- 大平高齢者デイサービスセンターまゆみの指定管理・運営(再掲)
- いきがいサロン事業の推進(再掲)
- 車イス移送車貸出事業
- 安心バッグ配布事業
- 介護保険事業
- 障がい者等移送サービス事業
- 老人福祉センターの指定管理・運営(再掲)

【 iii 障がい者支援事業の充実】

○障がいのある人の在宅生活を支援するための事業を推進します。

具体的事業

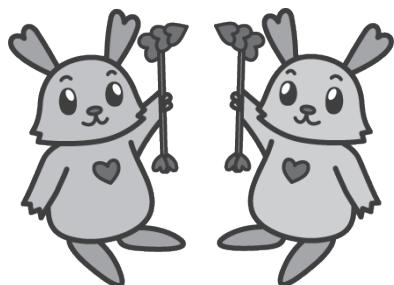
- 点字本宅配サービス事業
- 地域活動支援センターの指定管理・運営(再掲)
- 障がい者居宅介護(ホームヘルプサービス)事業
- 車イス移送車貸出事業(再掲)
- 就労継続支援B型事業
- 障がい者等移動支援事業
- 障がい者等移送サービス事業(再掲)

【 iv 生活困窮者に対する支援の推進】

○生活困窮者に対する一時支援を推進します。

具体的事業

- 緊急一時支援事業
- 生活福祉資金の貸付
- 社会福祉金庫の貸付
- 高額療養費の貸付
- 生活困窮者自立促進支援事業(再掲)



市社会福祉協議会の活動

【v 新たな課題や専門性の高い課題に対応した地域福祉活動の開発・強化】

- 日常生活上の支援から地域包括ケアシステムの構築まで、地域住民、学校、関係機関・団体、ボランティア、市などと連携し、地域に必要なインフォーマルサービスを検討します。
- 生活困窮者やひきこもりなど深刻な生活課題に対応するため、市と連携した地域のセーフティーネット※を構築するための体制づくりなど、新たな課題に対応した地域福祉活動を推進します。

重点事業・新規事業

(目的)変動する福祉課題に対して、支援が必要な方の発掘や、サービスが必要な方への確なサービス提供ができるよう体制強化を図ります。

- 公的サービスの狭間にある人への支援の充実【重点】
- 総合相談窓口の設置【重点】
- 支援が必要な方を探しだすための地域援助力促進【重点】
- 福祉機器貸出事業の充実【重点】(再掲)
- ふれあい在宅福祉サービスの強化【重点】
- 地域包括ケアシステム構築へ向けた支援・参画【新規】

<新規事業 年次計画>

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
検討・準備	➡	参画	➡	➡	➡

市民にお願いすること

- 地域に必要な福祉サービスを話し合い、市や市社会福祉協議会に提案しましょう。
- 市や市社会福祉協議会などが発信する福祉情報に关心を持ち、福祉サービスについての理解を深めましょう。

※地域包括ケアシステム：高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制のこと。「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えるためのシステム。

※地域生活支援事業：障がいのある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、市町村が実情に合わせて柔軟な形態により実施することができるもので、障がい者等の移動を支援する事業や日中活動の場を提供する事業などがある。

※インフォーマルサービス：家族や隣近所などの地域住民同士、友人・知人、地域のボランティア団体等が行う非公的な援助のことで、制度的に位置づけられた公的な支援（サービス）であるフォーマルサービスとの対比の意味で使用する。

※セーフティーネット：支援が必要な人の自立を支えるための支援。社会的セーフティーネットは、健康保険、年金、失業保険、生活保護などの社会保障制度を指す。

② 早期発見・早期支援の仕組みづくり

行政の取組み

- 公的サービスと地域による見守りなどの支え合い活動を組み合わせて、地域の課題を市全体で解決するための総合的な地域福祉総合推進体制づくりを進めます。
- 地域による早期発見を促進するとともに、専門職による早期対応につなげるための体制づくりを強化します。

主な具体的事業・取組み

- ◇地域福祉総合推進体制の構築(再掲)
- ◇民生委員・児童委員などの地域相談員との連携強化

市社会福祉協議会の活動

【地域の見守り体制との連携強化】

- 民生委員・児童委員などが行う見守り活動を推進するとともに、地域住民、専門機関、市などと連携した対応を強化します。
- 各地域での、重層的な見守り活動を支援します。

重点事業・新規事業

- (目的)関係機関・団体との連携を密にし、重層的な見守り体制の支援や強化を行います。
- 民生委員・児童委員の見守り活動の支援【重点】
- 関係機関・団体との連携強化【重点】

市民にお願いすること

- ささいな異変も見逃さないよう、日頃から隣近所との関わりを持ちましょう。
- 地域住民同士の信頼関係を築き、お互いに頼れる地域づくりを進めましょう。



③ 専門性の高い課題への対応強化

行政の取組み

○ひきこもり、生活困窮者、社会的排除※の状況にある人など深刻な多重生活課題に対応するため、地域と連携したセーフティーネットの体制づくりなど、新たな課題に対応した地域福祉施策を推進します。

主な具体的事業・取組み

- ◇各種協議会、ケース会議の充実
- ◇相談員研修の充実(再掲)
- ◇地域、相談機関との連携強化

市社会福祉協議会の活動

○生活困窮者や引きこもりなど深刻な生活課題に対応するため、職員の質の向上を図り市などと連携した地域のセーフティーネットを構築するための体制づくりなど、新たな課題に対応した地域福祉活動を推進します。

重点事業・新規事業

(目的)専門性の高い職員を育成することで、多様な課題に対応します。

- 関係機関との連携体制を構築するための検討【重点】
- 職員の質の向上のために行う各種研修会の実施【重点】

市民にお願いすること

- 地域での孤立化を防止するため、日頃から隣近所との関わりを持ちましょう。
- 地域全体で、社会的排除の状況にある人をつくらないようにしましょう。

※社会的排除：何らかの原因で個人や集団が社会から排除されている状態。

基本方針II いざという時、助け合えるしくみをつくろう

現 状

- 個人情報の保護に留意しながら、避難行動要支援者※の情報を地域で共有するとともに、災害などの緊急時には、身近な地域での救助など初動体制を確保することが必要です。
- 常時見守りが必要な人や制度の狭間にある人などを早期に発見し、身近な地域の人材や資源などあらゆる社会資源を活用した生活課題の解決の体制整備など、重層的なセーフティーネットの構築が必要です。

施策と活動の方向性

① 災害時支援体制の強化

行政の取組み

【避難行動要支援者の支援体制の強化】

- 避難行動要支援者名簿を整備し、関係機関との情報を共有するなど、災害時の支援体制に係る地域との連携を強化します。
- 災害時の初動対応に係る支援者の確保に努めます。
- 災害時に高齢者や障がいのある人などが適切に避難できるよう、必要に応じ、個別の避難支援プランを策定します。
- 災害時に避難所として協力いただける民間の福祉施設と協定を締結するなど、福祉避難所の確保に努めます。

主な具体的事業・取組み

- ◇民生委員・児童委員活動への支援(再掲)
- ◇高齢者ふれあい相談員活動への支援(再掲)
- ◇避難行動要支援者名簿の作成
- ◇市地域防災計画の推進

※避難行動要支援者：災害対策基本法において新たに義務付けられた、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する方」。

市社会福祉協議会の活動

【災害時支援の推進】

- 市との連携を強化し、避難行動要支援者などの情報共有体制を確保します。
- 災害時における、市、県社会福祉協議会、近隣市町社会福祉協議会との連携体制を確保します。
- 関係機関などと連携し、災害時を想定した災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行うなど、災害時におけるボランティア体制を充実します。
- 災害時ボランティア活動マニュアルを作成します。

具体的事業

- 災害ボランティアコーディネーター養成講座
- 災害ボランティア登録者に対する情報提供
- 災害ボランティア活動者へのボランティア活動保険加入促進、保険料助成
- 市との協定に基づく各種事業の実施

重点事業・新規事業

(目的)災害時に、迅速かつ的確に災害ボランティアセンターの運営に努められるよう平常時からの体制づくりを推進します。

- 要支援者を支える仕組み(体制)づくり【重点】
- 災害ボランティア活動の支援に関する協定書の締結【新規】

<新規事業 年次計画>

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
作成準備	作成	➡	➡	➡	➡

- 栃木市災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成【新規】

<新規事業 年次計画>

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
作成準備	作成	➡	➡	➡	➡

市民にお願いすること

- 日頃から防災に対する意識を深めましょう。
- 災害時など緊急時を想定した備え、避難方法について、地域主体で考えましょう。
- 地域に住む避難行動要支援者への支援に協力しましょう。

② 災害時見守り活動の推進

行政の取組み

- 地域住民、民生委員・児童委員、高齢者ふれあい相談員、関係機関・団体などと連携し、見守りが必要な人の早期把握と継続した見守り活動を推進します。
- 地域支援事業などの福祉サービスと連携した重層的な見守り体制を構築します。
- 地域における支え合い活動の一環としての「支え合いマップづくり」を支援します。
- 高齢者、障がい者、子育て家庭など、支援を必要としている人への見守り活動を推進します。
- 福祉サービスに結び付かなく見守りが必要な人への相談支援を、地域との連携により充実します。

主な具体的事業・取組み

- ◇民生委員・児童委員活動への支援(再掲)
- ◇高齢者ふれあい相談員活動への支援(再掲)
- ◇身体障がい者相談員・知的障がい者相談員活動への支援
- ◇地域、関係機関・団体、事業者などと一体化した見守り体制の充実

市社会福祉協議会の活動

【地域の見守り体制との連携強化】(再掲)

- 民生委員・児童委員などが行う見守り活動を推進するとともに、地域住民、専門機関、市などと連携した対応を強化します。
- 各地域での、重層的な見守り活動を支援します。

重点事業・新規事業

- (目的)関係機関・団体との連携を密にし、重層的な見守り体制の支援や強化を行います。(再掲)
- 民生委員・児童委員の見守り活動の支援【重点】(再掲)
 - 関係機関・団体との連携強化【重点】(再掲)

市民にお願いすること

- 子育て家庭、高齢者など、隣近所の状況を把握しましょう。
- 地域による見守り活動を進め、必要に応じて関係機関などと連携しましょう。

基本方針III お互いに思いやり、認めあえるまちをつくろう

現 状

- 認知症の方、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方が、地域において安心して自立した生活を送り続けることができるための権利擁護体制の充実が求められています。
- すべての人の人権の侵害や阻害を許さない社会の構築が求められています。
- 児童や高齢者への虐待の表面化、配偶者等へのDV（ドメスティック・バイオレンス※）、社会的排除の状況にある人の孤立化等、様々な社会問題が増加しています。

施策と活動の方向性

① 権利擁護事業の推進

行政の取組み

- 日常生活自立支援事業や成年後見制度について広く周知するとともに、利用についての相談窓口を充実し、活用を促進します。
- 民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センターなどと連携し、権利擁護事業の対象者の把握や利用促進に努めます。
- その人らしさや人々の多様性を認め合い、共生できる社会を実現するため、ノーマライゼーション※の理念を地域に普及します。また、ノーマライゼーション理念の具体化のため、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン※）についても普及啓発します。

主な具体的事業・取組み

- ◇成年後見制度利用支援の充実
- ◇市民後見人育成の検討

※ドメスティック・バイオレンス：英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもの。略して「DV」と呼ばれることがある。一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

※ノーマライゼーション：障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（あたりまえ）であるという考え方のこと。

※ソーシャルインクルージョン：決してみんなと同じ価値観や生活様式に同化させることではなく、その人らしさ、あるいはお互いの違いを認めあい、共生していく姿のことをいう。

市社会福祉協議会の活動

【i 日常生活自立支援事業の推進】

- 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類預かり等を行います。
- 社協だより、各種講座や講演会などを通じた利用啓発活動を行うとともに、必要と思われる方への適切な情報提供を充実します。
- より充実したサービスとするために、専門員・生活支援員の研修会を実施します。

具体的事業

- 日常生活自立支援事業(あすてらすとちぎ)（再掲）

【ii 成年後見制度の推進】

- 財産の管理や身上監護(介護、施設への入退所などの生活について配慮すること)についての契約、遺産を分割するなどの法律行為自分で行うことが困難だと考えられる認知症高齢者や知的障がい者あるいは精神障がい者などへの成年後見制度の利用普及を図るための広報周知活動に努めます。
- 成年後見制度法人後見活動※実施に向けた検討を行います。
- 市民後見人※の育成に向けた検討を行います。

【iii 新たな福祉課題に対する支援の強化】

- 生活困窮者、ひきこもり、ニート※の問題など深刻な生活課題に対応するため、市と連携した地域のセーフティーネットを構築するための体制づくりなど、新たな課題に対応した地域福祉活動を推進します。

重点事業・新規事業

- (目的)多様化する福祉課題に対応した支援体制の整備充実を図ります。
- 日常生活自立支援事業の充実【重点】(再掲)
- 成年後見制度の普及啓発【重点】
- 生活困窮者自立促進支援事業【重点】(再掲)

市民にお願いすること

- お互いの人権を尊重しましょう。
- 権利擁護や人権などについての理解や知識を深めましょう。
- 不安を抱えている人や権利擁護が必要な人の情報を関係機関に提供しましょう。

② 虐待、DV等防止対策の地域連携の強化

行政の取組み

- 地域における見守り体制を強化します。
- 児童、高齢者、障がい者などへの虐待防止に向けた関係機関との連携を強化します。
- 虐待やDV防止に向けた啓発活動、相談体制及び早期発見・対応の充実を図ります。

主な具体的事業・取組み

- ◇虐待防止対策の推進
- ◇家庭児童相談室、地域子育て支援センター、こどもサポートセンター、地域包括支援センター、障がい児者相談支援センターの機能と連携の強化(再掲)

市社会福祉協議会の活動

【虐待、DV防止の連携強化】

- 地域における見守り体制の充実を図ります。
- 児童、高齢者などへの虐待防止に向けた関係機関との連携を強化します。
- 虐待やDV防止に向けた啓発活動、相談体制及び早期発見・対応の充実を図ります。

重点事業・新規事業

- (目的)虐待やDVの防止に向けて、関係機関と連携し早期発見、早期対応を図ります。
- 関係機関(児童相談所、市、警察など)の連携強化【重点】
- 心配ごと相談、法律相談【重点】(再掲)

市民にお願いすること

- すべての人の人権を阻害しない地域づくりを進めましょう。
- 虐待などが見受けられる場合は、関係機関などに相談・通報しましょう。

※成年後見制度法人後見活動：認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々に対して、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービス、施設への入所に関する契約及び遺産分割の協議などについて支援し、財産や権利等を保護する制度で、一般的に、法人後見では、法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行う。

※市民後見人：弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者ことをいう。

※ニート：Not in Education, Employment or Training（就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者）の略で、元々はイギリスの労働政策において出てきた用語。日本では、若年無業者のことをいう。若年無業者とは、「15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者」をいう。

③ 男女共同参画の推進

行政の取組み

- 男女が対等な立場で共にあらゆる分野において地域福祉活動の担い手となり、積極的な活動が行えるよう、男女共同参画の意識の啓発を図ります。

主な具体的事業・取組み

◇とちぎ市男女共同参画プランの推進

市社会福祉協議会の活動

【男女共同参画意識の啓発】

- 男女が対等な立場で共にあらゆる分野において地域福祉活動の担い手となり、積極的な活動が行えるよう、男女共同参画の意識の啓発を図ります。

重点事業・新規事業

(目的)男女一人ひとりが、それぞれの個性や能力を發揮し互いに認め合える地域づくりを目指します。

□委員会などの構成メンバーの女性比率の増加【重点】

市民にお願いすること

- 男女が対等な立場で共に活躍できる地域づくりに努めましょう。



基本方針IV 住みやすい生活環境をつくろう

現 状

- 高齢化の進行により、買い物や通院など、自分の力で移動することが困難な人や、ごみ出しや庭木の剪定など、日常生活上の支援を必要としている人が増加しています。
- 高齢者や障がいのある人が、安全で安心して外出や移動ができ、社会活動やレクリエーションなどに積極的に参加できる環境を整備することが必要です。

施策と活動の方向性

① 外出支援の充実

行政の取組み

- 公共交通機関の整備はもとより妊婦や高齢者、障がいのある人など移送ニーズを把握し、交通手段の整備に努めます。

主な具体的事業・取組み

- ◇ふれあいバス・蔵タクの運行、福祉タクシー券の交付
- ◇ごみ出し支援事業の推進

市社会福祉協議会の活動

【 i 外出支援の推進】

- 介護が必要な人や障がいのある人等、一人では移動や公共交通機関の利用が困難な方に対する移送サービスを行います。

具体的事業

- 障がい者等移送サービス(再掲)
- 障がい者等移動支援事業(再掲)
- ふれあい在宅福祉サービス(再掲)

【 ii 貸出事業の推進】

- 介護を必要とする高齢者や障がいのある人に対し、車イスの貸出を行うほか、貸出対象の範囲を拡充します。

具体的事業

- 車イス貸出事業(再掲)
- 車イス移送車貸出事業(再掲)

重点事業・新規事業

(目的)高齢者や障がい者をはじめとした方々へ外出しやすい環境づくりに努めます。

- 高齢者、障がい者等外出困難者支援の充実【重点】

市民にお願いすること

- 地域に必要な福祉サービスを話し合い、市や市社会福祉協議会に提案しましょう。
- 市社会福祉協議会が推進する外出支援事業に協力しましょう。

② 安心・安全なまちづくりの推進

行政の取組み

- 介護が必要な人や障がいのある人などが快適な居住環境を確保できるようニーズを把握し、必要なサービスにつなげます。
- 歩道や道路などユニバーサルデザイン※に基づいたまちづくりを推進します。
- 公共施設などにおいて、誰にでも分かりやすい案内表示や点字、音声案内など、利用しやすい施設整備に努めます。

主な具体的事業・取組み

- ◇防犯灯の整備
- ◇公共施設の適正な維持管理
- ◇公共施設利用に係るニーズの把握

市社会福祉協議会の活動

【安心して暮らせるまちづくりへの支援】

- ひとり暮らし高齢者など日常的な見守りが必要な方への安否確認を兼ねた地域活動を充実します。

具体的事業

- ふれあい在宅福祉サービス(再掲)

重点事業・新規事業

(目的)ひとり暮らし高齢者や子どもたちへの見守り活動をとおして、地域全体での防犯意識を高める取り組みを推進します。

- 子どもたちの見守り支援【重点】
- 民生委員・児童委員の見守り活動の支援【重点】(再掲)

市民にお願いすること

- ごみ出しなどのルールやマナーを守り、まちの環境美化に努めましょう。
- 身近な通行障害の情報を市に提供しましょう。

※ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず誰もが利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境を計画する考え方のことという。